

北海道子ども・若者応援パートナー制度 実施要綱

公益財団法人北海道子ども・若者応援協会

第1 目的

この要綱は、北海道の子ども・若者が自分らしく成長していけるよう、「子どもまんなか社会」を実現していく趣旨に賛同する企業・団体等が、「北海道子ども・若者応援パートナー」として、子ども・若者の成長を支え、家庭の大切さやふれあいを深める取組や活動等に協力し、公益財団法人北海道子ども・若者応援協会（以下、「応援協」という。）とともに、「子どもまんなか社会」をめざす取組の一層の推進を図ることを目的とする。

第2 取組内容

「北海道子ども・若者応援パートナー」（以下、「応援パートナー」という。）は、次の1～5の項目の内、いずれかの取り組みを行います。

- 1 子ども・若者の応援・支援に関わる啓発資料の配布・掲示
- 2 北海道子ども・若者応援募金「ほーほーくん募金」への協力（募金箱設置など）
- 3 施設等の料金割引、景品プレゼントなどの優待
- 4 「子どもまんなか社会」の実現に向けたSNS・ネット等を活用した情報発信
- 5 その他、子ども・若者の応援・支援となる活動・取組に努める

第3 応援パートナーの申込み

企業・団体等は、当応援パートナー制度に申込みをするときは、北海道子ども・若者応援パートナー制度申込書（別記第1号様式）を応援協に提出をする。

第4 取組の支援

応援協は、応援パートナーが行う「第2 取組内容」に対して、次に掲げる支援を行う。

- 1 応援パートナーが行う取組・活動等を、応援協のホームページやSNS等に掲載する
- 2 子ども・若者の応援や家庭教育等に関する啓発資料を応援パートナーに配布する
- 3 応援パートナーが開催する職場研修等に、応援協から講師を派遣する
- 4 「ほーほーくん募金」協力に必要なツールを提供する
- 5 その他、必要に応じて双方で協議し、支援等を行う

第5 応援パートナーの退会

応援パートナーは、申し出により退会することができる。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、応援協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。